

## 村上市建設工事指名業者選定要綱

平成20年4月1日

告示第7号

改正 平成21年6月23日告示第303号

平成30年9月28日告示第371号

令和元年6月28日告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市建設工事入札参加資格審査規程(平成20年村上市告示第6号。以下「審査規程」という。)に基づき、村上市が行う建設工事の指名競争入札及び随意契約の協議における選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名業者は、審査規程第6条の規定により入札参加者名簿に登録された者(以下「有資格者」という。)のうちから選定することを原則とし、別表第1のとおりとする。

(良質工事の確保)

第3条 市長は、市が発注する工事については、その公共性にかんがみ、当該有資格業者の総合管理能力、工事施工実績等を勘案するものとする。

(市内業者の優先等)

第4条 地域産業の振興を図るため、市内有資格業者を優先的に指名するとともに、中小建設業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。)の受注機会の確保に配慮するものとする。

(規模相応の発注)

第5条 審査規程第12条に規定する工事(以下「等級のある工事」という。)に関する指名業者の選定は、当該工事の等級に対応する格付けの有資格業者の中から選定することとする。ただし、当該有資格業者の数が十分に確保できない場合等においては、当該工事の等級に対応した直近の上位又は下位の格付けの有資格業者を選定することができるものとする。

(適切な工事種類の選定)

第6条 発注工事の種別と建設工事(許可)の種類に対応関係は、別表第2のとおりとする。

(地理的条件)

第7条 指名業者の選定に当たっては、有資格業者の営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所をいう。以下同じ。)の所在の状況を考慮するものとし、その選定順位は次のとおりとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 工事履行場所の旧市町村地域に主たる営業所がある者
- (2) 工事履行場所の旧市町村地域に従たる営業所がある者
- (3) 市内に主たる営業所を有する者
- (4) 市内に従たる営業所を有する者
- (5) 隣接する市町村に営業所を有する者
- (6) 前各号に掲げる者以外の者

(手持ち工事の状況)

第8条 市長は、市が発注した工事（以下「市発注工事」という。）の手持ち状況を把握した上で、当該工事を施工する能力があるかどうかを勘案するものとする。

(技術的適性)

第9条 指名業者は、次の事項についての技術的適性が認められるものでなければならない。

- (1) 施工管理、品質管理等の技術的水準面において、当該工事と同程度以上と認められる工事の施工実績があること。
- (2) 地形、地質等の自然条件、周辺環境条件等の作業条件において、当該工事と同等以上と認められる工事の施工実績があること。
- (3) 工事種別に応じ、当該工事の施工に必要な有資格技術者が確保できると認められること。

(施工実績の状況)

第10条 市長は、指名業者の選定に当たっては、当該年度の前2年度（以下「過去2年度」という。）の市発注工事における施工成績が優良である場合は、これを考慮するものとする。

(安全管理の状況)

第11条 市長は、指名業者の選定に当たっては、市発注工事について、当該年度及び前年度に死亡事故の発生及び休業4日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が優良である場合は、これを考慮するものとする。

(労働福祉の状況)

第12条 労働福祉の状況について、次の事項を考慮するものとする。

- (1) 建設業退職金組合及び独立行政法人勤労者退職金共済機構ほか、これに類する団体と退職金共済契約をしているかどうかを勘案する。
- (2) 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に顕著な取組をしている等、労働福祉の状況が特に優良な場合は、これを考慮する。

(不良不適格者の排除)

第13条 業者が次の各号のいずれかに該当し、請負者として明らかに不相当であると認められる場合は、指名から排除する。

- (1) 市発注工事について、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等の事実が関係行政機関からの情報により請負者の下請関係が不適切であると認められる場合
- (2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合
- (3) 警察当局から、暴力団員が経営に事実上参加する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等があり、経営状態が著しく不健全である場合

(指名の特例)

第14条 等級のある工事にあつて、災害等により緊急を必要とする工事、特殊な技術、経

験又は機械を必要とする工事その他特別な事由のある工事については、当該工事の等級に関係なく適当と認められる有資格業者を選定することができる。

2 当該年度又は前年度において工事成績が特に優良な市内建設業者は、2等級上位に対応する工事について選定することができる。

3 関連工事については、工事等級と関係なく当該関連工事の既施工業者を選定することができる。

(指名数の標準)

第15条 等級のある工事についての指名数の標準は別表第1のとおりとし、工事場所、工事種類等により適宜増減することができるものとする。

2 等級のある工事以外の工事についての指名数の標準は、発注額を基準として前項の規定を準用する。

3 意向審査型指名競争入札又は意向確認型指名競争入札の方法による建設工事に係る指名業者の選定については、前2項の規定にかかわらず、指名数を増減することができる。

(随意契約の協議相手方の選定)

第16条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の協議の相手方の選定は、第2条から第12条までの規定に準じて行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月23日告示第303号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月28日告示第371号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日告示第78号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第15条関係）

指名入札業者選定基準

工事の種類 工事のランク		範囲	指名数	順位
土木一式工事 建築一式工事	A級 工事	Aランク業者 50%以上 Bランク業者 50%未満 (Bランク業者は7,000万円未 満)	12	1 Aランク業者 2 Bランク業者
	B級 工事	Bランク業者 50%以上 A・Cランク業者 50%未満	12	1 Bランク業者 2 A・Cランク業者
	C級 工事	Cランク業者 50%以上 A・B・Dランク業者 50%以上	10	1 Cランク業者 2 Bランク業者 3 A・Dランク業者
	D級 工事	Dランク業者 50%以上 B・Cランク業者 50%以上	10	1 Dランク業者 2 Cランク業者 3 Bランク業者
電気工事 管工事 水道施設工事	A級 工事	Aランク業者 50%以上 Bランク業者 50%未満 (Bランク業者は2,000万円未 満)	10	1 Aランク業者 2 Bランク業者
	B級 工事	Bランク業者 50%以上 A・Cランク業者 50%未満	10	1 Bランク業者 2 A・Cランク業者
	C級 工事	Cランク業者 50%以上 B・Aランク業者 50%以上	8	1 Cランク業者 2 Bランク業者 3 Aランク業者

## 別表第2（第6条関係）

## 建設業の業種と発注工事の種別対応表

発注工事業種		建設工事の（許可）種類
区分	細分	
一般工事		土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
道路工事	道路、新設改良工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	舗装工事	ほ装工事
	橋梁架設工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	橋梁下部工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	鋼橋上部工事	鋼構造物工事
河川砂防工事	河川工事	土木一式工事
	ダム工事	土木一式工事
	水門、ゲート製作据付工事	鋼構造物工事、機械器具設置工事、◎電気工事
	砂防工事	土木一式工事
	地すべり防止工事	土木一式工事、さく井工事
港湾海岸工事	防波堤工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	岸壁築造工事	土木一式工事
	海岸保全工事	土木一式工事
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
特殊工事	潜かん工事	土木一式工事
	沈埋工事	土木一式工事
	ずい道工事	土木一式工事
	グラウト工事	土木一式工事
	法面保護工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事、防水工事
	消雪施設工事	土木一式工事、◎管工事
	くい打工事	とび・土工・コンクリート工事
	防水工事	防水工事
	さく井工事	さく井工事
	取・浄水道施設工事	土木一式工事、◎水道施設工事

	配水施設工事	土木一式工事、◎水道施設工事
	下水処理施設工事	土木一式工事、◎水道施設工事
	ごみ処理施設工事	土木一式工事、◎清掃施設工事
	し尿処理施設工事	土木一式工事、◎清掃施設工事
	鉄筋加工組立工事	鉄筋工事
	タイル張工事	タイル・れんが・ブロック工事
	コンクリートブロック 工事	タイル・れんが・ブロック工事
	レンガ積み、張り工事	タイル・れんが・ブロック工事
	築炉工事	タイル・れんが・ブロック工事
	交通安全施設設置工事	◎とび・土工・コンクリート工事、機械器具設置 工事
	ポンプ製作据付工事	機械器具設置工事、◎電気工事
建築工事	不燃建築工事	建築一式工事、◎鋼構造物工事
	木造建築工事	建築一式工事
	組立構造建築工事	建築一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	曳家工事	建築一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	解体工事	建築一式工事、◎解体工事
	室内仕上工事	内装仕上工事
	大工造作工事	大工工事
	左官工事	左官工事
	吹付工事	左官工事
	モルタル工事	左官工事
	足場架設工事	とび・土工・コンクリート工事
	基礎工事	とび・土工・コンクリート工事
	石積・加工工事	石工事
	屋根瓦ふき工事	屋根工事
	スレート屋根ふき工事	屋根工事
	板金屋根ふき工事	屋根工事
	サッシ取付工事	建具工事、◎ガラス工事
	建具取付工事	建具工事、◎ガラス工事

	シャッター取付工事	建具工事
	ふすま工事	建具工事
電気工事	発電設備工事	電気工事
	送配電線工事	電気工事
	受変電設備工事	電気工事
	屋内電気設備工事	電気工事
	照明設備工事	電気工事
	信号設備工事	電気工事
電気通信工事	電気通信線路工事	電気通信工事
	電気機械設置工事	電気通信工事
	放送機械設置工事	電気通信工事
	データー通信設備工事	電気通信工事
消防施設工事	火災報知設備工事	消防施設工事
	漏電火災警報器設置工事	消防施設工事
	非常警報設備工事	消防施設工事
	消火栓設置工事	消防施設工事
	スプリンクラー設置工事	消防施設工事
	排煙設備工事	消防施設工事
	避難設備工事	消防施設工事
塗装工事	塗料塗付・吹付工事	塗料工事
	道路区画線工事	塗料工事
	布張仕上工事	塗料工事
設備工事	冷暖房空調工事	管工事
	給排水・給湯設備工事	管工事
	各種配管工事	管工事
	浄化槽工事	管工事
	厨房設備工事	管工事
	昇降機設置工事	機械器具設置工事
	索道・クレーン設置工事	機械器具設置工事

	プラント設備工事	機械器具設置工事
	用排水機設備工事	機械器具設置工事
	ダム用仮設備工事	機械器具設置工事
	冷凍冷蔵設備工事	熱絶縁工事
	化学設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事
	板金加工取付工事	板金工事
造園工事	植栽工事	造園工事
	地被・地ごしらい工事	造園工事
	緑地工事	造園工事
	庭園・公園設備工事	造園工事
	景石・石景工事	造園工事
土地造成工事	盛土整地工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	切土製地工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	埋立整地工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事、◎しゅんせつ工事
かんがい排水工事	頭首工工事	土木一式工事
	ダム・溜池工事	土木一式工事
	用排水路工事	土木一式工事
	ゲート・水門工事	土木一式工事、◎鋼構造物工事、◎機械器具設置工事、◎電気工事
	地すべり防止工事	土木一式工事
	用排水機場工事	土木一式工事
	機场上屋工事	建築一式工事、◎鋼構造物工事
	ポンプ製作据付工事	機械器具設置工事、◎電気工事
	橋梁工事	土木一式工事、◎鋼構造物工事
圃場整備工事	区画整理工事	土木一式工事
	暗渠排水工事	土木一式工事
	客土工事	土木一式工事
	地盤整備工事	土木一式工事
	開墾工事	土木一式工事
	農道整備工事	土木一式工事



	農道舗装工事	ほ装工事
	土壌改良工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	埋立工事	土木一式工事、◎とび・土工・コンクリート工事
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
林地工事	林道工事	土木一式工事
	林道舗装工事	ほ装工事
	治山工事	土木一式工事
	地すべり工事	土木一式工事
	林地植栽工事	土木一式工事、◎造園工事

注 ◎は、発注する工事内容が専門工事であることを示す。